○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（主務大臣）		（主務大臣）	
第六条　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。		**第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
（略）	（略）	（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設	両筑平野用水二期事業	両筑平野用水二期事業の対象である施設
厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣		厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令（平成十六年経済産業省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知をした日から五年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第四項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知をした日から五年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十五号）の一部の施行に伴い、ＰＦＯＳ又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治